

防長藩学の教育方法

兼 重 宗 和

目 次

- I はじめに
- II 素読について
- III 会読・輪講について
- IV 講釈について
- V おわりに

I はじめに

江戸時代の教育機関には、藩学・郷学・私塾・寺子屋があった。その藩学での学習方法は、一般的に入門期に受ける素読、素読を終えるかもしくはある程度進んだ段階の者に対して実施される輪講・会読・講釈があった。防長の藩学では、これに加え討論・解疑・独看・記誦・温読・習字等が設けられていた。

防長の藩学は、宗藩萩明倫館の学風が支藩にも受け入れられたという特色がある。即ち、明倫館が古文辞学を採用すると支藩もこれに追随し、また明倫館が朱子学に転向すると支藩も同様に従った。斯くした特色が、防長の各藩学の教育方法をどのように変容させたか論じたい。

II 素読について

素読は、藩学入門期に実施される教育方法で、句読とも言われた。素読の語は、江戸時代になり一般的に使用された語であり、古くは句読が使用された。太田南畝は『一話一言』巻八で「素読と唱ふることは北史に出てたりと、

事言要言に見ゆ。ここには只文字を書にむかいてよむをいへとも、素読とは暗唱のことと見えたり¹⁾と述べ、素読が文を読むだけでなく暗唱もする学習方法であったことが窺える。また、太宰春台は『倭読要領』巻下の学則に「書生ノ業ハ句読ヲ習ウトイフハ、此方ニイフ素読ナリ」と記しており、素読と句読が同義語として使用されていたことが分かる。

萩藩主毛利吉元は、1720（享保4）年に堀之内追廻しに藩学明倫館を創設した。同年1月に達せられた「文学諸芸古之式」に「文学素読、例月二日ヲ隔日、朝六より五時迄之事、但素読之儀者、明倫館ルカきらす処々ル於ても心掛可相学事²⁾」と掲げた。即ち、素読の学習は毎月2日より隔日ごとに月13回（2日・4日・6日・8日・10日・12日・14日・16日・18日・20日・22日・24日・26日）午前6時から8時までの2時間、講堂に於いて行われた。素読は、10歳前後から始め14歳までの子弟が対象とされた。

二代学頭山縣周南は、1736（元文3）年に「功令」を発し、毎月1日と15日の両度講堂で諸生にこれを読ませた。その文中で「卯時聞板而興、盥嗽結束、昇堂温読経書³⁾」と定め、朝6時の合図により起床し、身嗜を整え講堂に集合して温読をなさしめた。

藩主重就は、1779（安永8）年明倫館に赴きその実情を見て訓令を発し、学則を改訂させた。その学則に、「儒家弟子中にて、歴史経書之類も且々読候者」、「一家々々甲乙之致吟味、三人宛定法にして、正月中を限御手廻頭之付出仕候様に被仰付候事⁴⁾」と定めた。そして、儒師の教育方法が良く学力の優れた子弟が多いときは師を賞し、数年間優秀な子弟を輩出できないときは師の不善を知達することとした。即ち、学問の基礎となる素読を重要視し、そのために儒師の教育方法の善不善をも評価したのである。

注1) 吉田東朔「江戸期の学習方式」『日本育英会研究紀要』第2集（1964）1頁。

2) 「明倫館御書類控」山口県立文書館蔵「毛利家文庫」15文武72、「学校名並設立之年号学科等」『毛利家文庫』15文武92。

3) 文部省編『日本教育史資料』第二巻（1975年）臨川書店、743頁。

4) 妻木忠太「長藩の文教と藩学」宇野哲人・乙竹岩造外著『藩学史談』（1943年）文松堂、116頁。

山縣大華学頭就任中の天保年間（1830～1844年）に再び教則が改正され、素読は「小学生素読ノ次第ハ、最初孝経、次ヲ論孟中庸、次ヲ五経小学トス」と、素読書の順序を定めた。また、大学生は講堂において「毎朝（卯刻ヨリ辰刻ニ至ル）経書温読」を行い、小学生は小学舎で「毎朝（卯刻ヨリ辰刻ニ至ル）小学生素読」⁵⁾し、さらに「未刻ヨリ復読」が隔日でなされた。

藩主敬親は、文武奨励のため1849（嘉永2）年に明倫館を再建し、それと同時に覚え書き十七箇条を發布した。その中に「今度於館中素読手習場別ニ建調被仰付候付、小兒取立被仰付候付候條、凡八歳ヨリ十四歳迄ハ明倫館近方ノ面々ハ成丈ケハ罷出、素読手習等相学可申、尤十五歳以上ニ至リ候テモ素読手習等半途ニ候ハ、右場所勝手次第可罷出、（中略）尤十五歳以下ニ而素読令成就候面々ハ、於講堂勝手次第稽古被仰付候事」⁶⁾と定められた。即ち、明倫館西側に新設された小学舎が素読の教場となり、8歳から14歳までの子弟に素読を教授し、15歳以上の者でも素読が十分できない場合は出席を認めた。さらに、「文学御規則」で「小学生素読之次第、取初孝経・大学、次に論孟中庸、次に五経、次に小学たるべきこと」⁷⁾と定めた。天保年期の教則と比べると、第一段階に大学が加えられ、さらに従来第三段階であった五経・小学を二つに分けて、第三段階を五経、第四段階を小学とした。しかし、小学生の素読の試験は、孝経大学科・論語孟子中庸科・五経小学科の三科とされた。その孝経大学科は、「両書之内、素読相済候處に而百字読」を行い、そのうち「遺忘誤読三字迄は上等とす、同断五字迄を中等とす、同断七字迄を下等」と評価した。また、論語孟子中庸科は「三書之内に而、素読相済候處に而三百字読」をおこない、そのうち「遺忘誤読無之を上等とす、同断三字迄を中等とす、同断五字迄を下等」評価した。そして、五経小学科は「五経小学之内に而、素読相済候處に而五百字読」をおこない、そのうち「遺忘誤読無之上等とす、同断一字を中等とす、同断三字迄を下等」⁸⁾と評価し

5) 前掲『日本教育史資料』第二巻、743頁。

6) 前掲『日本教育史資料』第二巻、689頁。

7) 前掲『藩学史談』181頁。

8) 前掲『藩学史談』183頁。

た。この試験は、春秋の2回実施され、明倫館惣奉行を始め、関係の役人さらに監督のための舎長8人、ほかに居寮生8人が講堂に集まり行われた。試験の成績の優秀な子弟は褒賞され、逆に悪い者は督責して勉励させた。

1852（嘉永5）年の伺指令に、「明倫館小学生取立ノ儀、居寮生へ被仰付毎朝出勤素読相受、夕飯後ハ習読仕ラセ候」⁹⁾と、居寮生が小学生の素読の教授を助けた。その後、1856（安政3）年に小学舎素読師の名称が小学訓導と改められた¹⁰⁾。

即ち、萩藩においても幕末の社会情勢を鑑み、以前にもまして藩政の維持と繁栄に役立つ藩士の育成が必要となり、そのため学習の基礎となる素読に関し集団学習の強化と徹底を図った。そして、素読の集団学習は、家柄や身分の高低に関係なく全藩士の子弟を一堂に集め、同一の教科書と学習課程を取らせることにより、藩士の一体観や責任感を育成しようとした。

次に、1785（天明5）年創設当時の徳山藩鳴鳳館の「鳴鳳館学制」に定められた素読学習についてみよう。素読は、訓導師と句読師によって教授された。教授科目に記誦学が置かれ、その記誦籍として孝経、四子、五経の他に四家雋、七才子、絶句解、唐詩選を用い、これを素読させた。素読・温読は、毎朝（10日・20日・晦日は休み）6人（当初は4人）の教師が出勤してこれを受け持った。素読について「記誦者何、素読至独看、旁侍講筵以聞名教、斯已、凡子弟不矚一丁者先習素読、句読師実存焉、即教者能正音義明章句、而読者能勤複習誠遺忘」¹¹⁾と説明している。

この「鳴鳳館学制」によると、訓導師と句読師がそれぞれおかれ、訓導師は解疑を中心に句読も教えたのに対し、句読師は句読を中心に解疑も教授した。そして、句読は教育者側の立場から使用し、素読は学習者側の立場で用いられていたことが窺える。しかも、素読と記誦は明らかに区別されている。つまり、太田南畝が素読は誦誦を含んでいるという主張と異なり、この学制

9) 前掲『日本教育史資料』第二巻、693頁。

10) 前掲『日本教育史資料』第二巻、701頁。

11) 徳山市史編纂委員会編纂『徳山市史史料』下巻（1968年）220頁。

では読書を素読とし、諳誦を記誦としてより高度な段階として取り扱っている。また、温読は既習の書籍を復習して読むことを主体とした学習方法であり、素読は既習の有無を問わず読む学習方法である。

1809（文化6）年の「徳府学範」では、習芸部に素読が組み込まれ「素読解疑属童科，其書四書五経，旁及唐詩選絶句解七才子，多用白本，及稍知文字読書筈」¹²⁾とされた。また、「童子句読書」の段で上記と同様の書籍をあげ、さらに「訓点皆依古注」と定めている。鳴鳳館創設当時より置かれた孝経は、この時点で素読の書から除外された。

1821（文政4）年からは「素読八才以上出席十五歳迄」¹³⁾とされ、成績の優秀な子弟に賞が与えられた。桜馬場に移築後、新しく定増寮生の制度が設けられ、定居寮生と共に句読を教授するよう定めた。つまり、朝6時から8時まで「句読師之義ハ其授方ニ及ヒ」、「句読授方定寮生病気差支之節ハ先年ヨリ増寮生江代勤被仰付候」¹⁴⁾とされた。

その後、1861（文久元）年の「文武諸芸術稽古日控」では、毎朝6時から8時まで句読師（4名）の指導の下で素読を学習させた（ただし、5日・10日・15日・20日・25日は休み）。素読の教科書は、孝経・大学・中庸・論語・孟子・詩経・書経・礼記・易经・春秋・史記が使用され¹⁵⁾、新しく史記が加えられるとともに再び孝経が採用された。

豊浦藩主毛利匡芳が1792（寛政4）年に創設した敬業館では、「御家来中府内居ノ面々，男子有之候ハ幼年ヨリ敬業館ニ差出学問為仕，年十五ニ及ヒ候迄館中ニ於テ定ノ通り孝経論語詩経書経等ノ素読相誦候様可仕候」と、また「當年十三四歳ニ相成，是迄学問不致又ハ致候テモ等閑ニテ入学不致同様ノ者ハ，其趣三月廿九日迄掛り御目付へ申出然ル上早々館中へ差出シ学問為仕，十六七歳迄ニ素読相済候様仕可申候」と定めた。さらに、在居の者に対

12) 前掲『徳山市史史料』下巻，233頁。

13) 前掲『徳山市史史料』下巻，252頁。

14) 前掲『徳山市史史料』下巻，211頁。

15) 前掲『日本教育史資料』第二巻，779頁，及び前掲『徳山市史史料』下巻，270頁。

しては、「其方角ニ於テ師範相求メ、十八九歳迄ノ内ニ孝経論語詩経易経等ノ素読相済候様為仕可申、尤読癖等ニ不拘僧侶医家其外ニテモ師ト可相成者相頼ミ、無油断学問為仕可申左候テ、素読相済候ハ、其趣掛り御目付へ申届」¹⁶⁾るよう定めた。即ち、府内居と在居の子弟を比較すると、前者は15歳までに後者は18・19歳までに素読の学習を終えるよう、また教科書も一部に前者が書経に対して後者が易経を使用するように定めた点が異なる。その後、1795（寛政7）年の規約で教師や子弟に対し「授読素読入念候事」¹⁷⁾と勉励した。

聖廟が建設された1832（天保3）年当時の教則に「孝経大学中庸論語孟子易経書経春秋礼記小学文選、右通学童子素読順序此素読ヲ終フル者読上ケト称シテ、齡十五ニ至ル迄ニ必ス之ヲ読了スルヲ規ト為ス」と定めた。即ち、15歳までに素読する書物の順序を定め、それを完了した者を「読み上げ」と称した。また、素読は休日を除いて学頭・会頭の出席の下で、朝7時から11時まで授読した。そして、背誦が設けられ「毎月両度童子授クル所ノ書ヲ誦誦ス、之ヲ奨励スルノ科目曰ク秀異、曰ク精敏、曰ク強記、曰ク勉励、是ニ及ハサル者ヲ落第ト為ス」¹⁸⁾とし、秀異の子弟の最優秀者に筆を与え賞した。

防長の藩学の特色は、採用された学派が朱子学派・古文辞学派の二派が主となり、他の学派は公式に取り入れられなかった。そして、宗藩明倫館の学風がそのまま支藩に受け入れられた。即ち、宗藩が古文辞学派を採用すると支藩は揃って同じ学派を取り、また、明倫館が朱子学に転じると同様にこれになった。朱子学と古文辞学は、相容れない人間観・学問観・世界観をもつ学派であり、それを宗藩一致して採用しているのである。よって、古文辞学採用期の素読書に詩の書籍が加えられていたのに対し、朱子学に転向した天保期より、これら詩書類のほか藩学によっては詩経も素読学習から除外している。素読を行う書物の順序は、孝経に始まり四書五経へと進んだ。素読

16) 前掲『日本教育史資料』第二巻、802・803頁。

17) 前掲『日本教育史資料』第二巻、807頁。

18) 前掲『日本教育史資料』第二巻、805頁。

の教授は、句読師・訓導師が中心となり、寮生がこれを助けた。また、各藩学とも温読を奨励した。さらに、藩儒の登用も藩外から招聘せず藩で育成する方針を取ったのである¹⁹⁾。

素読と句読の使用例を見ると、句読は1806年前後まで使用され、素読は藩学設立時から継続して使われ、幕末になると読書も見られる。そして、素読と共に背誦・記誦の語が使用されており、素読と暗記は学習上区別して指導していたことが窺える。即ち、素読学習は朝最初に小学舎（もしくは講堂）で、各段階の書籍を利用し、一斉に子弟に対し素読師（句読師）により口授され、その後各自温読した。これが、防長藩学における素読学習の一般的形式であった。

次に、習字の学習方法についてみよう。

萩明倫館では、1719（享保4）年の創設時から童生の手習場を特設し習字を教授した。その後、徂徠学派の山縣周南が学頭就任当初の1740（元文5）年に、坪井湛右衛門が手習師に命じられた。また、天保期（1830～1844年）の教則では、小学舎において毎日午前10時から12時までの2時間小学生に習字を学習させた²⁰⁾。

明倫館が1849（嘉永2）年に移転・改築され、初等教育場の一つとして小学舎に接し手習場が設けられた。その開校時に「今度於館中素読手習場別ニ建調被仰付、小兒取立被仰付條、凡八歳ヨリ十四歳迄ハ明倫館近方ノ面々ハ、成丈ケハ罷出素読手習等相学可申、尤十五歳以上ニ至リ候テモ素読手習半途ニ候ハ、右場所勝手次第可罷出、且又素読手習ノ御規則被仰出候間、兼テ館中不罷出小兒輩モ稽古日承り合罷出候様被仰付候事」²¹⁾と申し渡された。即ち、明倫館に通学できる近隣の藩士の8歳から14歳までの子弟は、同館の手習所に出て習字の学習をするよう命じた。具体的には「毎日五ツ時より八

19) 拙稿「萩明倫館の創設について」「徳山大学総合経済研究所紀要」第4号（1982年3月）参照。

20) 前掲『日本教育史資料』第二巻、743頁。

21) 前掲『日本教育史資料』第二巻、689頁。

ツ時迄手習之事、但手習師出勤之事²²⁾と、毎日午前8時から午後2時まで習字の学習をするよう定めた。従来、児童のほとんどが各自素読・習字を学習した後に明倫館に入学したのであるが、此の小学舎が建設されてからはここで学習することとなった。児童に対する心構えとして「小学之大意は素読手習に志し講談を承り、父母尊長之命に不背、諸事行規能成立候事に條、幼年より心掛可有稽古候事²³⁾と示した。このように、藩主敬親は人材育成の根本が小学生の教育にあると感じ、これに力を注いだ。

時勢と教育的立場から従来の伝統的な教科目が1864（元治元）年に改訂され、5科の一つとして習字科が置かれ、7・8歳から15・16歳までの小学生を対象に習字を学習させた²⁴⁾。

徳山藩では、1852（嘉永5）年に学館の学風が徂徠学から朱子学へ転向したこともあって、その名称を鳴鳳館から興讓館に改称した。また、新しく小学寮が設けられた。そして、習字科が新設され²⁵⁾、それとともに習字引立方が置かれ、牧庸造がこれに任じられた²⁶⁾。習字科は5・6歳の子弟が入学しこれを学習した。

1861（文久元）年の「文武諸芸術稽古日控」に「毎日習書、右五十之日休業²⁷⁾と、毎月5・10・15・20・25・30日以外の毎日習字の学習をするよう定めた。牧に変わり、1864（元治元）年に玉井恭蔵が習字取立方に任じられた。

豊浦藩の敬業館では、天保改正の学規で筆道が設けられた。

以上のごとく、小学教育に力が注がれ習字が教科として充実されてくるのは、時勢の変化が急激になり始める1850年以降のことであった。

22), 23) 前掲『藩学史談』191頁。

24) 石川謙著『日本学校史の研究』（1977年）日本図書センター、528頁。

25) 前掲『徳山市史史料』下巻、212頁。

26) 前掲『徳山市史史料』下巻、287頁。

27) 前掲『徳山市史史料』下巻、270頁。

Ⅲ 会読・輪講について

会読・輪講は、素読・習字学習の段階を終えた子弟が行う学習方式で、会業・講会などとも呼ばれた。これは教授の指導の下に、子弟が書物を読み解釈し、それを相互に批判・討論する方式で、現在の演習に類似した教育方法である。

明倫館において天保期（1830～1844年）に定められた教則によると、毎月「二ノ日巳刻ヨリ孝経小学会抽籤輪講討論、三ノ日同大学論語会前ニ同シ、四ノ日同詩経書経前ニ同シ、七ノ日同孟子中庸会前ニ同シ、九ノ日同易经礼記春秋会前ニ同シ」²⁸⁾と定められた。即ち、毎月2日・12日・22日に午前8時からの講釈受講後、10時より孝経・小学の抽籤・輪講・討論に出席し、また毎月3日・13日・23日の午前10時から大学・論語の抽籤・輪講・討論に出席し、同じく4日・14日・24日の同時刻から詩教・書経の抽籤・輪講・討論に出席した。同じく7日・17日・27日に講釈を受講したのち午前10時から孟子・中庸の抽籤・輪講・討論に出席し、さらに9日・19日・29日の午前10時から易经・礼記・春秋の抽籤・輪講・討論に出席するよう定められた。2日・12日・22日の孝経・小学会の抽籤・輪講・討論は、助教が出席して指導し、他の大学・論語会、詩経・書経会、孟子・中庸会、易经・礼記・春秋会には学頭が出席して指導した。このように明倫館では、一般にみられる方式と異なり輪講と討論を区別して使用しており、これは藩を挙げて朱子学に転向するこの時期にあって、従来の徂徠学派の教育方法が引き続き用いられたことが分かる。

また、萩在住の子弟に対し「師家エ罷越講釈聴聞仕少壮ノ者ハ、別テ出会輪講可仕候」²⁹⁾と、明倫館の輪講へ出席するよう奨励した。1862（文久2）

28) 前掲『日本教育史資料』第二巻、743頁、および山口県教育会編纂『山口県教育史』上（1925年）57頁。

29) 前掲『日本教育史資料』第二巻、679頁。

年の定書に、15・16歳から24・25歳までは大学御規則に従い「専ラ文学ヲ志シ会講等ヲ励」み、また26・27歳より40歳の者であっても「是迄文学懈怠仕候輩ノ儀ハ改テ会講等」³⁰⁾に出席するよう定めた。

幕末の1859(安政6)年に改正された学制に「大学生会読之書、取初孝経・小学、次に四書次に五経たるべき事」³¹⁾と、会読の書籍の順序を定め第一段階で孝経・小学を、第二段階で大学・中庸・論語・孟子を、第三段階で易経・書経・詩経・礼記・春秋を学習する方法を採用した。

中村百合蔵の1867(慶応3)年の伺指令に「去秋御一新ノ節三年一限」と、明倫館での学習年限を3年間と定め、その間の学習として「二六ノ日ハ蒙求輪講、四七ノ日ハ八家文会読、九ノ日ハ大学会講、其餘国史畧会読隔日ニシテ修行仕」³²⁾るよう定めた。即ち、毎月の2日・6日・12日・16日・22日・26日の6回を蒙求の輪講に、4日・7日・14日・17日・24日・27日の6回を八家文の会読に、9日・19日・29日の3回を大学の会講に、また隔日ごと15回の国史略の会読の学習が定められた。従来に比べ教科が大きく変えられ、孝経・小学・四書・五経を廃して大学のみを残し、新しく蒙求・八家文・国史略が加えられた。

徳山藩では、1785(天明5)年の「鳴鳳館学制」に毎月肄業として「会読六席、四八日四為昼八為晩、史記、左伝、国語、漢書、国策、蒙求、世説其它随意大抵要十三家」と、また「輪講三席、四日廿四日晚十八日昼、其書日同講説」³³⁾と定められた。即ち、会読は毎月4日(昼)・8日(晩)・14日(昼)・18日(晩)・24日(昼)・28日(晩)の6回行われ、教科書として史記・左伝・国語・漢書・国策・蒙求・世説の他に十三家が用いられた。また、輪講は4日(晩)・18日(昼)・24日(晩)の3回行われ、その教科書に孝経・論語・大学・中庸・孟子・書経・礼記・詩経・易経・家語とその他絶句解・七才詩・唐詩選・四家雋が使用された。このように、輪講が月3回に対し会

30) 前掲『日本教育史資料』第二巻, 749頁。

31) 前掲『藩学史談』182頁。

32) 前掲『日本教育史資料』第二巻, 731頁。

33) 前掲『徳山市史史料』下巻, 219頁。

講はその倍の6回開かれ、輪講で孝経・四書五経関係を、会講では古文辞学派の特色を持つ教科書を使用した。

学科として、記誦学・文章学・経義学・博通学が置かれた。そして、「館中肄業月無虚日、即句読・解疑・独看・作文・賦詩・講説・輪講・会読・討論・試業輪環相次」行われ、そのうち「大抵素読・解疑・独看係記誦、作文・賦詩類文章、講説・輪講涉経義、会読・討論類博通」³⁴⁾に属するよう分類した。つまり、輪講は経義学で、会読・討論は博通学で行う学習方法を取った。また、会読・討論判断は、教授官の職掌と定められた。

しかし、翌月には「館中課業是迄之通ニ而ハ余リ繁々ニ而下見等間有之趣申出有之」によって、今後は「左之通此之外輪講試業等之義は見計を以治定可然」³⁵⁾よう変更された。即ち、毎月2日(晩)・7日(昼)・12日(晩)・17日(昼)・22日(晩)・27日(昼)の6回が会読に、また3日(昼)・8日(晩)・13日(昼)・18日(晩)・23日(昼)・28日(晩)の6回が討論の学習に当てられた。

その後、1809(文化6)年の「徳府学範」では、次のように改訂された。学科は、教導科・集議科・習芸科の三科となった。輪講は教導科で行われ、「輪講、非要其詳字義明章句惟顧其了解如何耳」と、そして「輪講、其書則語孟学庸孝経尚書、別有新撰一書」³⁶⁾とされた。会読・討論は、集議部で行われ、「討論為初学未熟者而設焉、其書則猛求世説、若史記左伝等、其法使學生分二隊、発疑難以決羸輸、先輩聽其定論為甲乙、此惟論文字長才識」とした。そして、会読は「為高足弟子而設、自教都講至句読師皆蒞之、以肄其業」とされ、その教科書に「三礼詩書易春秋論語孝経、其它子史」が使用され、経書は「依漢儒注、注疏兼之、旁及宋儒注」³⁷⁾とされた。討論は毎月3日・8日・13日・18日・23日・28日の6回を、会読は毎月2日・7日・12日・17日・22日・27日の6回をその学習に当て、10時から14時もしくは14時から

34) 前掲『徳山市史史料』下巻、223頁。

35) 前掲『徳山市史史料』下巻、246頁

36) 前掲『徳山市史史料』下巻、227頁。

37) 前掲『徳山市史史料』下巻、231頁。

晩までがその授業時間とされた。

また、1852（嘉永5）年に興讓館と改称し、当時の教則によると「討論科、毎月三八ノ朝四ツ時（午前10時）ヨリ晝九ツ時（正午）迄、本科用書説苑史記ノ類」、「輪講科、毎月四九ノ日朝五ツ時（午前8時）ヨリ九ツ時迄、本科用書孟子左傳国語世説戦国策」、「会読科、本科用書近思録大学中庸論語詩経書経」³⁸⁾とされた。

本城清が文久年間に提出した意見書に、「輪講廃止可仕候、古来討論会読と定候事尙当ニ候也」³⁹⁾と主張し、これが取り入れられ、1861（文久元）年の「文武諸芸術稽古日控」では輪講・独看が廃止された⁴⁰⁾。会読・討論は、1809年と同じ教授日を設け変更されなかった。

豊浦藩の敬業館では、輪講・会読の学習方法について天保期の学則に次のように定めた。輪講は、毎月2回四書の素読を終えた子弟に李翰・蒙求の書を用い、上等の子弟は自らがこれらの書を積すように、また下等の子弟は訓義を入校生に講じ、そして入校生に対しては孔子・家語・説苑・小学等を講じさせた。会読は、毎月3回易経・詩経の素読を終えた者は十八史略・蒙求等を討論し、入校生も同様の学習をさせた。また、討論は毎月4日・6日・14日・16日・24日・26日の6回、「四書五経左国史漢ノ書ニ就」て、入校生徒やかんがいの有志が出席して行われた⁴¹⁾。このように、輪講を受講する子弟を上等・下等・入校生に分けて教育する方法は、特色あるといえる。

また、清末藩の育英館では、毎日「五ツ時ヨリ九ツ時及ヒ八ツ時ヨリ七ツ時ニ至ルヲ経史会読ノ時間」⁴²⁾と、毎日朝8時から12時までと午後2時から4時までを経史書の会読の時間とした。

以上のごとく、防長藩学の特色として輪講・会読の他に討論を設けており、これは古文辞学の影響によるからである。また、輪講・会読・討論とも学習

38) 前掲『日本教育史資料』第二巻、779頁。

39) 前掲『徳山市史史料』下巻、270頁。

40) 前掲『日本教育史資料』第二巻、805頁。

41) 前掲『日本教育史資料』第二巻、810頁。

42) 前掲『日本教育史資料』第二巻、660頁。

の深化等によりそれぞれ2～3の段階が設けられていた。

IV 講釈について

講釈は、講談・講説・講義・講例等ともいわれ、素読を終えた子弟がこれに出席した。北村北海は「授業編」巻之四講談で講釈と講談の違いについて「今世ニ誰彼モ講釈・講談ト相混シテイヘトモ、講釈トハ何ニテモアレ、講スルトコロノ書ヲ本文注解ヲ併セテ其字義・文義ヲ解釈シテ言聞スコト」であるのに対し、「講談トテモ事ニヨリレハ注解ヲ併セ説コトアレトモ、大方ハ本文ハカリナルヘシ」と説明している。そして、徂徠学派が講釈を批判した事に関し「葦園ノ学起り過激ノ言多ク、ヤヤモスレハ洛儒々々トイヒ、其抗顔人師ト称シ、叨リニ自ラ尊大ニスルナトト非議シ、又講釈ハ益ナキ事ノヤウニ云、軽俊ノ輩風靡雷同セルヨリ、学风一変シテ、講釈ノモヤウ大ニカハレリ、其ノ故イカニトナレハ、徂徠既ニ講釈ハ益少シトイヘリ、サラバ徂徠ニ従遊ノ人ハ師説ヲ守リ、講説ヲナシテ人ヲ集ル事ハナササルトイヘハ、左ニハアラス、中ニモ、南郭ナト赤羽ニアリテ、左伝・唐詩撰ヲ講セルニハ、其席ヘ出ツル人殊ニオヒタタシク有ナリ」と評している。

1719（享保4）年明倫の館開校式が催され、館中に「文学諸芸古之式」が掲げ出された。これによると「儒書講釈例月十二日宛之事」、「講釈ハ朝五時初之」⁴³⁾と定められた。つまり毎月2日・3日・7日・8日・12日・13日・17日・18日・22日・23日・26日・27日の12日間、午前8時から講釈が行われ老若の別なく聴聞するよう定めた。

萩藩主毛利宗廣は1748（寛延元）年明倫館に臨校し、聴講生が少ないことを鑑み、小田村文助等に講釈の意義を「講釈者聖賢之道を諸人之教へになす事候へは、其座に附候ては、第一身之行儀作法肝要に可相慎儀勿論之事候」と、さらに「本文之大儀は勿論其事に寄りひき事など仕初心之者も其義理能

43) 前掲『藩学史談』103・104頁。

聞請候様に講釈致し諸人能存付候様に可相勤候事」⁴⁴⁾と説諭した。即ち、講釈は聖賢の道を諸人に教えることであり、よって先ず行儀作法を正すことが望まれ、初学の者に対しても義理が十分理解できるように教授するよう申し渡した。斯くした申し渡しは、その後も度々出された。代表的なものをあげると、重就は襲封頭初の1755(宝暦5)年に、「近年世上困窮に及び心ならず重き儉約申附、自然と風俗も衰へ学館講釈聴衆も寡く」、よって「大臣厚録之者はいふに及はず、小身に至る迄、成るへき程は諸用相省き学館へ罷出、不絶講釈聴聞」するよう、「講釈聴聞は、身分行儀作法も正しく相成執役心得の益も可有之候」⁴⁵⁾と申し渡している。さらに「四十歳已上ノ儀ハ講釈聴聞」⁴⁶⁾するよう達した。また、1797(寛政9)年にも「講釈ハ聖賢ノ道ヲ広メ諸人教導ノ起本ニ候得ハ、聴聞ノモノ依教他ノ徳其身ノ行儀作法正シク自然ニ実儀ニカナヒ才徳モ出来シ、其成器ニ依テ可被召仕事ニ候得ハ執役ノ基成勸善ノ道不可違之事」⁴⁷⁾とも達した。即ち、講釈の目的は、聖賢の道を学習させる事により忠孝仁義や礼儀作法及び徳器を身につけ、出仕のための基礎的能力を備えさせ、勸善の道を歩ますことにあった。

藩主重就は、1779(安永8)年に明倫館に赴き其の状況を見て学則を改訂した。「明倫館月十二日之講釈、其外諸芸古所、出勤度数多き者五人宛、於着到方致講談姓名帳面に相認、年々定法にして正月中を限、御手廻頭役え差出候様被仰附候事」⁴⁸⁾と講釈の出席を奨励した。

山縣大華が学頭に就任し、古文辞学から朱子学に転向した天保年間に次のように学則が改正された。「講堂講釈ノ書ハ孝經小学四書五經ノ内トス、副講ハ經書ニ限ラス家語近思録等經翼ノ書ヲ用ユ、但シ皆学頭ノ指図ヲ授クベシ」と、そして「毎月二七ノ日辰刻ヨリ講釈講師順次ニ勤ム」と、また「同四九ノ日未半刻ヨリ小学講談ス、講談師順次執講」と定めた。また、小学舎

44) 前掲『藩学史談』109・110頁。

45) 前掲『日本教育史資料』第二巻、669頁。

46) 前掲『日本教育史資料』第二巻、673頁。

47) 大田報助編『毛利十一代史』第8冊(1988年復刻版)マツノ書店、43・44頁。

48) 前掲『山口県教育史』上巻、56～58頁。

において毎日「未刻ヨリ復読ト講談ト隔日ニシテ、但講談ハ講談師順勤」⁴⁹⁾とした。つまり、講釈は講堂で講師出席の下に毎月2日・7日・12日・17日・22日・27日の6回午前8時から開講され、その書に孝経・小学・四書五経が使用され、副講の時は家語・近思録等も使用された。また、小学舎では、毎月隔日毎に午後2時から講談師出席の下で講談が行われた。

藩主敬親は、1849（嘉永2）年に明倫館を再建し、開講式を举行した。そして、明倫館の講釈日を毎月2日・3日・7日・8日・12日・13日・17日・18日・22日・23日・27日・28日の12日間とし、午前9時に出勤するよう達した。また、覚書拾七箇条に「御一門ヲ始、御家来中講釈日且稽古場罷出、階級持方等ニ不拘、功者之相弟ヨリハ差圖ヲ請、未熟之者ヘハ存寄ヲ加ヘ相互ニ不怠可令出精」と、さらに「武芸師ノ儀モ講釈日ハ門弟一同講堂罷出講釈聴聞仕候様被仰附候事」⁵⁰⁾と定められた。即ち、一門以下の諸士は、講釈日に講堂へ出て、階級にかかわらず習熟した門人からその指導を受け、未熟の者には意見を加え互いに切磋琢磨して怠りなく勉学に励むように、また、諸武芸の師も講釈日は門人と共に講堂に出て聴聞するよう諭した。

一方、文学御規則が定められ、「講釈之儀は朱子之説を主として経義を明らかにし、聖人之学を其身に守り、諸人を教導し後学に相伝候心得可為肝要候事」、「講堂講釈は孝経・小学・四書・五経之内可被相講、尤講章之儀は於学頭座可被相定候事」、「添講釈之儀は経書に不限、家語、近思録等経翼之書可被相講、是又学頭の差圖を可被請候事」⁵¹⁾と申し渡された。これにより、講釈は古文辞学に代わって朱子学に統一された。そして、教授役は講堂において孝経・小学・四書・五経の中から講釈を行い、講じる章は学頭が定めた。そして、副講釈は経書に限らず家語・近思録等のごとく経義の学習の補助となる書を、学頭の指図により行うよう達した。

また、小学教育に関し、「隔日にして温読講談之事、但温読は居寮生出勤、

49) 前掲『日本教育史資料』第二巻、689頁。

50) 前掲『藩学史談』181・182頁。

51) 萩明倫小学校著『明倫館の教育』（1950年）87・88頁。

講談は舎長出勤之事」,「例月四,九之日夕飯後教諭役被差出講談被仰附候,素読手習門弟同道講堂罷出可有聴聞候事」,「小学の大意は素読手習いに志し講談を承り,父母尊重の命に不背,諸事行儀能成立候事に候條,幼年より心掛可有稽古候事」⁵²⁾と達した。講談は,隔日ごとに舎長出席の下に行われた。そして,講堂では毎月4日・9日・14日・19日・24日・29日の6回,夕食後教諭役が出座して素読師・手習師とその子弟に対し講談が行われた。また,講談で字義を講じたのでは小児の耳に入りにくいので,孝経・小学等の書を主として和漢における忠孝貞節の美事善行を話すことが望ましいとした。以上のように,講談は小学生に対して,また講釈は小学を修了した15歳以上の生徒に対して使用された。

その後,1856(安政3)年に明倫館の講師に対し,毎月の「講章割相調并講師中講釈之気付無用捨申合候」,「但講堂会業書并日割共被相任候事」と,そして「講堂講釈ノ席割御詮議ノ趣有之相改候事」⁵³⁾と達せられた。そして,1863(文久3)年からは明倫館始業の日,従来「大学三綱領」を講説していたが,これに加えて日本書紀の「天祖の勅語」を講じることを常例とした⁵⁴⁾。

徳山藩鳴鳳館創設時の1785(天明5)年に定められた学制によると,講説は教授2名が受け持ち,毎月1日(昼)・3日(晩)・5日(昼)・7日(晩)・9日(昼)・11日(晩)・13日(昼)・15日(晩)・17日(昼)・19日(晩)・21日(昼)・23日(晩)・25日(昼)・27日(晩)・29日(昼)の15回,昼は「四時ろ」(午前10時)晩は「八時ろ」(午後2時)から実施された。そして,1日・3日は本城紫巖が5日・7日は役藍泉が2日毎交代で出勤した。講釈の書籍は,孝経・論語・大学・中庸・孟子・書経・礼記・詩経・易経・家語の外に絶句解・七才詩・唐詩選・四家雋が使用された⁵⁵⁾。この当時,講釈は講説とも言われ,4科のうち経義学に属していた。しかし,翌月にはこの学制が余りに繁多すぎるとの申し出があり,よって講釈を毎月4日・9日・14日・

52) 前掲『日本教育史資料』第二巻,701頁。

53) 前掲『明倫館の教育』116頁。

54) 前掲『徳山市史史料』下巻,219・246頁。

55) 前掲『徳山市史史料』下巻,246頁。

19日・24日・29日の6回とされ、従前に比べ9回も減じられた⁵⁶⁾。

その後、1809（文化5）年に学制が次のように改正された。学科は、これまでの四科から教導科・集議科・習芸科の3科とされた。講釈は教導科で行われ、「講説、不必切々字句、惟説斯道大要、欲以為教導一助耳」⁵⁷⁾と定められた。そして、講釈日は従前と同じく4日・9日・14日・19日・24日・29日とし⁵⁸⁾、講釈書に論語・書経・孝経・学庸が用いられた⁵⁹⁾鳴鳳館は、1852（嘉永5）年に校舎が改築され、その名称も時勢もあってその名称を興讓館と改称した。講釈は、毎月4日・9日・14日・19日・24日・29日の6回、「朝五ツ時（午前8時）より四ツ時（午前10時）まで」⁶⁰⁾の2時間講義が行われた。その教科書として、小学・近思録・四書五経を使用した。しかし、1861（元文元）年には、従来の毎月4日・9日の講釈に加え解疑もこの日に行われるようになった⁶¹⁾。

豊浦藩経業館では、天保期（1830～1844）改正の学規によると、講義が毎月2日・7日・12日・17日・22日・27日の6回行われ、教授と訓導が交代で出席して四書や近思録等を講じた⁶²⁾。

清末藩育英館では、講釈を毎月2日・7日・12日・17日・22日・27日の6回行った。2の日は学頭が、「朝六時半（7時30分）ヨリ出勤シ四書五経ノ内之講ス、若シ不勤之節ハ助教ノ内ヨリ代講」するよう定めた。また、7の日は助教が小学の講談を行い、この時は「士庶ノ傍聴ヲ許」された⁶³⁾。

岩国藩では、1847（弘化3）年に横山講堂を廃し、新たに養老館を創設した。先進生は、2日・7日・12日・17日・22日・27日の午前8時から10時まで教授より五教の講義が行われた。また、同日童生に対しても午前8時から

56) 前掲『徳山市史史料』下巻、231頁。

57) 前掲『徳山市史史料』下巻、227頁。

58) 前掲『徳山市史史料』下巻、231頁。

59) 前掲『徳山市史史料』下巻、240頁。

60) 前掲『山口県教育史』上巻、147頁。

61) 前掲『徳山市史史料』下巻、270頁。

62) 前掲『山口県教育史』上巻、134頁。

63) 前掲『山口県教育史』上巻、187・188頁。

10時まで助教より詩類の講義が行われた。そして、5日・10日・15日・20日・25日・30日の8時から10時まで督学の四書講義が、続いて午前10時から12時まで教授より四書の講義が行われた。また、同日の午前8時から10時まで童生は、助教より経子の講義を受け、12時から助教より経史の講義を受けた⁶⁴。養老館を廃した1867（慶応3）年の癖書に「若年ノ中、学問ノ期節ヲ過シ、今更勤学難相成存候者モ可有之、為其五、十ノ朝講積申付候」⁶⁵と、毎月5日・10日・15日・20日・25日・30日の朝に講積するよう定めていた。

以上のごとく、防長の各藩とも古文辞学を採用したにもかかわらず講釈に力を入れており、これは宗藩明倫館が最初朱子学を採用したことにもよる。教科書は、孝経や四書五経が中心に使用され、古文辞学採用期は詩書がそれに加えられた。講釈は、防長では講説とも言われ、小学を修了した者を対象として行われ、また講談は小学生を対象とした。

V おわりに

防長の各支藩の藩学は、宗藩明倫館に倣い、その学派も同一の軌範を辿った。明倫館の初代学頭小倉尚斎の時期約20年間は、朱子学が採用され、その後2代学頭山縣周南着任の1737（元文2）年から1834（天保5）年までの約1世紀にわたり古文辞学を主学とした。支藩の徳山藩鳴鳳館では1785（天明5）年から嘉永年間（1848～1854年）まで、長府藩の敬業館では1792（寛政4）年から嘉永年間まで、清末藩の育英館では1787（天明7）年から弘化期（1844～1848年）まで、岩国藩の養老館では1846（弘化3）年から1835（天保6）年まで、各々創設期から古文辞学を採用し嘉永年間までには朱子学へ転向した。

学習方法も朱子学・古文辞学の影響を受け、両学派の特色を出している。素読は、宗支藩とも10歳前後から14・15歳迄の子弟を対象に毎月約15回程度

64) 岩国市史編纂委員会編纂『岩国市史』上（1970年）862頁。

65) 前掲『山口県教育史』上巻、162頁。

行い、藩によっては小学舎を建設し同所で実施した。各藩とも素読には、力を入れていたことが窺える。素読書は、孝経や四書五経が中心とされ、古文辞学採用の時期にはこれに唐詩選等の詩書関係のものが含まれていた。また、素読の進度によって、その階級も設けられていた。

輪講・会読は、明倫館の1719（享保4）年の「文学諸芸古之式」では特に設けられなかった。これは、朱子学を採用したためである。しかし、古文辞学に転換してからは、各支藩の藩学の学習方法からも窺えるように輪講・会読が採用されたことは疑いない。支藩の徳山藩では、1785（天明5）年に月6回の会読と月3回の輪講を設けたが、まもなく改正され会読と討論がそれぞれ6回実施されることとなり、輪講は一時中止された。即ち、輪講より討論を重視したのである。しかし、1809（文化6）年には会読・討論に加え輪講が設けられた。朱子学に転向後の1852（嘉永5）年になってもこの会読・討論・輪講の学習方法は、引き続き採用された。また、敬業館においても輪講・会読が置かれていた。

このように、最初に宗藩明倫館で朱子学が採用され、その当時は輪講・会読は置かれなかつたが、古文辞学を主学とすると共に輪講・会読・討論が学習方法として取り入れられた。その後創設された支藩の藩学も、多少の違いはあるもののその学習方法を採用した。幕末になり朱子学に変わっても、この学習方法は引き継がれ、古文辞学と朱子学の教育方法の長所を温存した。特に、輪講・会読とは別に討論を設けその時間を比較的多く取った事は特色がある。また、「鳴鳳館学制」によると、会読・討論は教授が出席の下に行われ、輪講は生徒が中心となって行われたことが分かる。

講釈は、教授が子弟等に聖賢の道を講義することを主体とした学習方法である。朱子学が講釈を重んじ、古文辞学が輪講・会読に力を入れたことは事実である。しかし、古文辞学が講釈を全く否定したかという点、服部南郭のように講釈を行っており、軌を一にした訳ではなかつた。菰園の八子と呼ばれた荻生徂徠門の山縣周南は、萩明倫館学頭に就任し講釈を否定した訳ではなかつたことが窺える。

明倫館では創立当初に月12回、鳴鳳館では創建時に月6回の講釈が行われ、天保期以降は明倫館小学舎での月15回の講談を除き、各藩とも講釈が月6回と均一化した。その教科書は、孝経・小学・四書五経が中心となり、古文辞学採用期には四家雋や詩書も使用され、天保期以降の朱子学転向期からは詩書は中止され近思録や家語等が加えられた。小学生には講談を、小学修了の15歳以上の者には講釈を行い、藩によっては先進生と童生に分けていた。